

○養護老人ホーム椿園指定特定施設入居者生活介護(予防)事業所運営規程

(平成18年10月5日)
規程第13号

改正 平成19年8月24日規程第10号 平成20年4月10日規程第5号
平成21年4月22日規程第5号 平成23年4月11日規程第1号
平成24年6月21日規程第5号 平成24年10月18日規程第7号
平成26年6月3日規程第6号 平成27年6月4日規程第3号
平成28年3月30日規程第2号 平成28年6月21日規程第10号
平成29年6月9日規程第1号 平成29年7月31日規程第6号
平成30年6月4日規程第2号 平成30年7月25日規程第6号
平成30年9月14日規程第7号 令和元年6月5日規程第4号
令和2年6月8日規程第5号 令和3年6月16日規程第2号
令和4年6月13日規程第3号 令和5年6月5日規程第9号
令和6年6月10日規程第4号

(目的)

第1条 この規程は、紀南地方老人福祉施設組合(以下「組合」という。)が設置運営する養護老人ホーム椿園指定特定施設入居者生活介護(予防)事業所(以下「事業所」という。)が行う指定特定施設入居者生活介護(予防)の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員及び計画作成担当者(以下「特定施設入居者生活介護員等」という。)が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定特定施設入居者生活介護(予防)を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 この事業は、要介護者等の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じた日常生活が営むことができるよう、施設において、入浴、食事の提供、機能訓練等を行い、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者家族の身体的及び神経的負担の解消を図る。

2 事業の実施に当たっては、関係市町、地域の保健・医療・福祉サービスの緊密な連携を図り、総合的なサービスに努めるものとする。

3 前2項に定めるもののほか、事業の運営にあつては、和歌山県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年和歌山県条例第65号)及び和歌山県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成24年和歌山県条例第66号)に定める内容を遵守する。

4 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

5 指定特定施設入居者生活介護(予防)の提供にあつては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名	称
養護老人ホーム椿園指定特定施設入居者生活介護(予防)事業所	
位	置

和歌山県西牟婁郡白浜町椿1059の1

(職員の区分及び定数)

第4条 事業所に次の職員を置く。

- (1) 管理者(以下「施設長」という。) 1人(常勤・兼務)
- (2) 生活相談員 1人(常勤・兼務1人)
- (3) 看護職員 4人(常勤・兼務3人 非常勤・兼務1人)
- (4) 介護職員 26人(常勤・兼務5人 非常勤・兼務21人)
- (5) 機能訓練指導員 4人(常勤・兼務3人 非常勤・兼務1人)
- (6) 計画作成担当者 1人(常勤・専従)

(職務内容)

第5条 職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 施設長 事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 生活相談員 入所者の居宅サービス等の利用に際し、居宅サービス計画等の作成等に資するため、計画作成担当者と密接な連携を図るほか、居宅サービス等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めること、苦情の内容等の記録を行うこと及び事故の状況並びに事故に際して採った措置についての記録を行うこと。
- (3) 看護職員 利用者の看護や健康診断等に従事する。
- (4) 介護職員 利用者の安否確認等に従事する。
- (5) 機能訓練指導員 心身の機能の減退を防止するための訓練を行う。
- (6) 計画作成担当者 利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている環境を踏まえて、介護サービス計画の作成等に従事する。

(入所定員及び居室数)

第6条 事業所の入所定員及び居室数は次のとおりとする。

- (1) 事業所の入所定員は70人とする。
- (2) 事業所の居室は、個室31室、2人部屋28室とする。

(介護サービスの提供)

第7条 特定施設入居者生活介護員等は、事業所が作成する介護サービス計画に基づき、利用者にサービスを提供する。

(報酬の請求・受領)

第8条 報酬の請求・受領は、事業所が行う。

(利用料等)

第9条 サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、サービスが法定代理受領サービス(現物給付)である場合は、利用者の介護保険負担割合証に記載された割合に応じた額とし、法定代理受領サービスでない場合は、その全額とする。

なお、厚生労働大臣が定める基準(介護報酬告示)を、事業所の見やすい場所に掲示する。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者は、事業所を利用するに当たっては、入所生活上の日課、ルールを守り、特定施設入所者生活介護員等の指示に従わなければならない。

(緊急時等における対応方法)

第11条 特定施設入所者生活介護員等は、利用者の症状に急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講ずるとともに、施設長に報告しなければならない。

(衛生管理)

第12条 事業所は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な処置を講ずるとともに、医薬品及び医療用器具の管理を適正に行わなければならない。

2 事業所は、当該施設において、感染症等が発生し、又はまん延しないよう次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業者における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、条業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(身体拘束廃止に向けた取り組み)

第13条 身体的拘束その他利用者の行動制限を行わないが、利用者又は、他の利用者等の生命又は、身体を保護するため緊急やむを得ない理由により身体的拘束その他利用者の行動制限を行う場合、その理由等を記録するものとする。

2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

ウ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(非常災害対策)

第14条 事業所は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年3回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

2 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(苦情処理)

第15条 施設長は、利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するための措置をこうじるとともに、利用者及び家族に説明するものとする。

(事故発生時の対応)

第16条 事業所はサービスの提供により事故発生した場合には、速やかに市町、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置をおこなう。

2 事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

(個人情報の保護)

第17条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努める。

2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、部外への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第18条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第19条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定特定施設入居者生活介護(予防)の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営についての留意事項)

第20条 事業所は、全ての特定施設入居者生活介護従事者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する物を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、特定施設入所者生活介護職員等の資質向上を図るため研修の機会を次のとおり設けるものとする。

(1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内

(2) 継続研修 年12回以上

2 職員は、業務上知り得た利用者等の秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

3 事業所は、適切な指定特定施設入居者生活介護(予防)の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

4 事業所は、指定特定施設入居者生活介護(予防)に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。

5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、組合管理者と事業所施設長との協議に基づいて定めるものとする。

附 則(平成18年10月5日規程第13号)

この規程は、平成18年10月1日から施行する。

附 則(平成19年8月24日規程第10号)

この規程は、公布の日から施行し、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年4月10日規程第5号)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年4月22日規程第5号)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成23年4月11日規程第1号)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年6月21日規程第 号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年10月18日規程第7号)

この規程は、平成24年10月1日から施行する。

附 則(平成26年6月3日規程第6号)

この規程は、平成26年6月1日から施行する。

附 則(平成27年6月4日規程第3号)

この規程は、平成27年6月1日から施行する。

附 則(平成28年3月30日規程第2号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成28年6月21日規程第10号)

この規程は、平成28年6月21日から施行する。

附 則 (平成29年6月9日規程第1号)

この規程は、平成29年6月1日から施行する。

附 則 (平成29年7月31日規程第6号)

この規程は、平成29年8月1日から施行する。

附 則 (平成30年6月4日規程第2号)

この規程は、平成30年6月1日から施行する。

附 則 (平成30年7月25日規程第6号)

この規程は、平成30年8月1日から施行する。

附 則 (平成30年9月14日規程第7号)

この規程は、平成30年9月1日から施行する。

附 則 (令和元年6月5日規程第4号)

この規程は、令和元年6月1日から施行する。

附 則 (令和2年6月8日規程第5号)

この規程は、令和2年6月1日から施行する。

附 則 (令和3年6月16日規程第2号)

この規程は、令和3年6月1日から施行する。

附 則 (令和4年6月13日規程第3号)

この規程は、令和4年6月1日から施行する。

附 則 (令和5年6月5日規程第9号)

この規程は、令和5年6月1日から施行する。

附 則 (令和6年6月10日規程第4号)

この規程は、令和6年6月1日から施行する。